

## 第 27 回 千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和 2 年 11 月 16 日(月) 午後 1 時 15 分～午後 2 時 20 分

2 場 所：千葉市総合保健医療センター 4 階 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

本澤陽一会長、下井康史副会長、石河勲委員、井原真吾委員、片桐美和子委員  
栗原春江委員、立花幸司委員、中村直人委員

#### (2) 事務局

宮本総務部長、山崎市政情報室長、高橋同室主査、  
山崎同室主任主事、竹原同室主任主事

#### (3) 実施機関

(区政推進課)

田中課長補佐、佐野主査、田中主任主事、倉智主任主事

(業務改革推進課)

藤埜主査、山崎主査

(健康保険課)

中田課長補佐、平昭主査、新井主査、本宮主事、川口主任主事、高橋主任主事

(情報システム課)

高橋主査、山中主査

### 4 議 事

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第 2 条第 1 号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

(住民基本台帳に関する事務)

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第 2 条第 1 号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

(国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療事務、国民年金に関する事務)

## 5 議事の概要

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

（住民基本台帳に関する事務）

事務局から特定個人情報保護評価の制度概要の説明の後、実施機関から特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、全項目評価書の主な変更点について説明を受け、質疑応答を行った。

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

（国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療事務、国民年金に関する事務）

事務局及び実施機関からの説明の後、部会長から特定個人情報保護評価部会による調査審議の結果の報告を受け、質疑応答し、答申案については意見が出た内容を反映した上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

## 6 会議経過

（山崎市政情報室長） 本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。市政情報室長の山崎と申します。

会議に先立ちまして、総務部長の宮本よりご挨拶を申し上げます。

（宮本総務部長） 総務部長の宮本でございます。本日はよろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、総務局長の山田よりご挨拶申し上げますところ、本日所要により欠席となっておりますので、私が代わりにご挨拶をさせていただきます。

今年に入りましてから、感染が拡大した新型コロナウイルス感染症ですが、年末に近づいた今なお、感染者が増加するなど、依然として猛威を振るっております。本日の会議開催に当たりまして、マスク着用をはじめとした感染拡大防止にご協力いただいているところでございます。

この新型コロナウイルスへの対策といたしまして、新しい生活様式の実践が必要になってきております。現在、政府では「脱ハンコ」の動きが加速し、今後の行政手続のオンライン化の動きは加速するものと思われま

本市では、押印の廃止につきましては、平成26年から可能な範囲で進めております。行政手続のオンライン化につきましても、着実に動きを進めているところでございます。このような状況下におきまして、特定個人情報をはじめとする個人情報をしっかりと保護することは重要なことで、保護されていることで初めて市民の皆様が安心してオンラインの利便性を享受することができるのだと考えております。

今回は、三つの事務の最終的な点検と、一つの事務の諮問をお願いするところでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(山崎市政情報室長) 次に、事務局職員に一部変更がございましたので紹介をさせていただきます。

市政情報室の竹原です。

(竹原市政情報室主任主事) よろしく申し上げます。

(山崎市政情報室長) それでは、本澤会長、よろしくお願いいたします。

(本澤会長) それでは、ただいまから第27回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日、藤村委員が所用のため欠席と伺っておりますが、8名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にはご案内があったかと思いますが、一部公開の会議として開催しております。

傍聴されている方もいらっしゃると思いますが、お渡ししている傍聴等要領に従いまして傍聴をするようお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進めていきたいと思っております。

◆議事(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】  
(住民基本台帳に関する事務)

(本澤会長) 会議次第の2議事(1)の千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例

第2条第1号の規定に基づく諮問で、【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（住民基本台帳に関する事務）について議題といたします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

（高橋市政情報室主査） 事務局の高橋でございます。

まず、私のほうからは、今回の諮問の趣旨と特定個人情報保護評価の制度の概要等について、ご説明させていただきます。なお、制度の概要等につきましては、6月の審議会で一度ご説明させていただいておりますので、概略のみとさせていただきます。

まずは、お手元の資料1-1をご覧ください。

諮問書の写しとなっております。

今回の諮問は、番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施につきまして、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の個人情報の保護に関する重要事項に該当するものとして、審議会に諮問をしたものでございます。

次に、特定個人情報保護評価の制度の概略ですが、こちらは番号法に基づく制度となります。マイナンバー制度につきましては、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤となるもので、個人のより正確な所得すとか、社会保障給付の受給状況を把握することで、公平・公正な負担と給付が図られるものでございます。

また、国や地方公共団体がそれぞれ管理している様々な同一人の情報を専用のネットワークシステムでやり取りすることにより、行政における事務の効率化や、手続の際に添付書類が不要になるなどの国民の利便性の向上が図られるものでございます。

マイナンバー制度につきましては、今申し上げましたような効果・利点がある一方で、マイナンバーを用いた個人情報の追跡、名寄せ等が行われ、外部に漏えいするのではないか、また、なりすましによるマイナンバーの不正利用により被害を受けるのではないか、などといった懸念もあるところでございます。

これにつきましては、制度面及びシステム面において必要な措置が講じられているところであり、その制度面における措置の一つが、特定個人情報保護評価でございます。

続きまして、この特定個人情報保護評価についてですが、目的といたしましては、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図ること、また、先ほどマイナンバー制度に対する国民の懸念ということを申し上げましたが、国民・住民の信頼の確保を図ることとなっており、具体的な内容といたしましては、特定個人情報の漏えい、

その他の事態を発生させるリスクを分析した上で、そのリスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が十分であることを自ら宣言するものとなっております。

続きまして、評価の手续ですが、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数などによって異なりますが、対象人数が30万人以上の事務、これについては、全項目評価書というものを作成することとされておりまして、本市では住民基本台帳に関する事務を含めまして7事務ございますが、これらにつきましては、住民等の意見聴取を実施し、個人情報の保護に関する有識者による第三者点検を行うこととされておりまして、この第三者点検につきまして、本審議会において調査審議をしていただく、ということでございます。

なお、本市におきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会というものが設置されておりまして、評価書の詳細な点検につきましては、その部会で行っていただくことになっております。

次に、全体の流れといたしまして、資料1-2をご覧ください。

特定個人情報保護評価の実施事務フローとなっております。

一番右側の列が審議会の関係になりますが、11月から12月のところがございます、四角で囲ってあります審議会、こちらが本日でございます。

本日、評価の再実施について諮問をさせていただきます、現時点の評価書の案について、矢印下ですが、部会のほうで後ほど調査審議していただくこととなります。

その後、矢印左側に移りまして、部会での意見等を踏まえ、評価書の案を見直し、1月の1か月間、住民等の意見聴取の実施を予定しております。その後、住民等からの意見を踏まえ、必要に応じ、さらに評価書の案を見直したものを、右側の方に移りますが、予定としましては、3月から4月頃に再度、部会においてチェックをしていただきます。

その結果を、4月から5月頃を予定しておりますが、部会から本審議会に報告をいたしまして、最終的に、本審議会から特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検としての答申をいただき、それを踏まえた最終的な評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表というスケジュールになってございます。

なお、今般、住民基本台帳に関する事務につきまして、特定個人情報保護評価の再実施を行うわけですが、この評価の再実施につきましては、法令上、重要な変更、例えば、事務の内容が大きく変わるですとか、他の自治体と新たに情報連携を行うですとか、また、新たに事務を委託するですとか、特定個人情報の漏えい等のリスクが高まるような変更を

行う場合に、その変更前に行うこととされているほか、評価書を前回公表したときから5年以内に評価を再実施するよう努めるものとされておりまして、これを受けまして本市では、評価書を前回公表したときから5年が経過する日の属する年度内に評価の再実施をすることとしております。

なお、住民基本台帳に関する事務につきましては、今年の12月末で、前回評価書を公表してから5年が経過するというところで、本来であれば、次の議事になりますが、国民健康保険に関する事務などと同様に、6月の審議会で諮問をさせていただき、部会での事前点検、住民意見聴取、部会での第三者点検を経た上で、本日この審議会で答申の検討をしていただくところでございますが、事務所管課におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金の支給に関する事務を所掌することとなり、評価の再実施への対応が困難となったことから、本日の審議会への諮問となったところでございます。

特定個人情報保護評価の制度の概略等の説明につきましては、以上となります。

事務の概要や評価書の主な変更内容等につきましては、この後、事務所管からご説明させていただきます。

(田中区政推進課課長補佐) 区政推進課の田中と申します。よろしく申し上げます。

私からは、住民基本台帳に関する事務について、説明をさせていただきます。

資料1-4をご覧ください。

「特定個人情報保護評価の再実施について（住民基本台帳に関する事務）」と記載の資料でございます。

まず、住民基本台帳に関する事務の概要ですが、住民基本台帳は住基法に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うためのものです。

住民基本台帳は市町村において、住民の居住関係の公証や選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理で利用されております。また、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築し、年金受給者の居住確認や、その他の申請などの事務で利用されております。

次に、評価書の主な変更点についてご説明します。

まず、①の法令改正により通知カードの廃止となったことに伴う変更です。

個人番号の通知方法について、番号法施行令の改正に伴いまして、本年5月25日をもって通知カードが廃止されまして、代わりに個人番号通知書により新たに付番したマイナンバーを通知する運用となったことに伴いまして、関連する評価書の記載を変更するもの

です。

なお、通知カードは、住民の方々にマイナンバーを通知する紙のカードのことで、マイナンバーのほかに、住所、氏名、生年月日、性別等が券面に記載されております。

通知カードは、マイナンバーを証明する書類として使用することができますが、氏名等に変更が生じた場合は、記載事項変更の手続きが必要となっております。

また、通知カードに代わり、発行されることになった個人番号通知書ですが、氏名等の記載事項変更手続は不要ですが、マイナンバーを証明する書類としては使用できないこととされております。

次に、②の法令改正により住民票除票の保存期間が変更になったことに伴う評価書の変更ですが、これは転出等により除票となった住民票の保存期間について、住民基本台帳法施行令の改正により、令和元年6月20日より、これまでの5年間から、150年間に変更となったことに伴い、関連する評価書の記載を変更するものです。

次に、③の委託先名の変更ですが、特定個人情報ファイルの取扱いに係る委託先について、本年10月1日に設立された新会社に、令和3年4月1日付で自治体部門を統合することとなったため、記載を変更するものです。

なお、委託先は、富士通株式会社千葉支社から富士通 J a p a n 株式会社に変更となります。

最後に、④のデータセンター移設に伴う変更についてですが、住民基本台帳ネットワークシステムの市町村サーバをこれまで設置していた情報システム課サーバ室の廃止に伴いまして、本年1月から、よりセキュリティの高い民間のデータセンターへ移設したため、関連する記載を変更するものです。

なお、資料には平成31年1月と記載しておりますが、これは誤りでございます。正しくは令和2年1月となります。この場で訂正させていただきます。申し訳ございません。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(本澤会長) 事務局及び実施機関から説明がありましたが、委員の皆様の方から何か質問、ご意見等はございますか。

住民基本台帳の業務はかなり重要な業務かと思いますが、いかがでしょうか。

(下井副会長) 中身の話ではなくて、まず、前提の確認なのですが、①から④について我々は答申をするのでしょうか。諮問されているわけですがけれども。

(山崎市政情報室長) 点検していただくのは、①から④に限った話ではなくて、評価の

再実施ということなので、評価書全般に及ぶものでございます。

(下井副会長) だけれども、こうやって列挙されている以上、それぞれについて答えなければいけないということですか。

(山崎市政情報室長) そういうわけではないです。

(下井副会長) ただ、①と②については、これは法令改正に伴う変更ですから、我々は意見の言いようがないような気がします。

(山崎市政情報室長) 法令改正に伴いまして、評価書の記載がおのずと変わってきますので、それを事前にお知らせするというような趣旨でございます。

(下井副会長) では、特にこの四つについて、答申をする必要があるという趣旨ではないということですか。

(山崎市政情報室長) そのような趣旨ではございません。

主な変更内容としてはこのような変更ですが、これを踏まえて評価書を新たに見直して、見直した後の評価書の内容がそれでいいかということです。

(下井副会長) 分かりました。

もう1点、この④に記載している「より高いセキュリティの民間のデータセンターへ移設した。」ということですが、どこの会社かというのは、資料1-5を見れば分かるのですか。

③のほうでは具体的な法人名が出ていますが、④では、ただ単に民間のとしか記載がありませんでしたので。

(田中政推進課課長補佐) データセンターの設置場所については、公表はしないこととしておりますので、こちらに記載しておりません。

(下井副会長) そうなのですね。委託先は公表しているのでしょうか。

(田中政推進課課長補佐) ③番は、こちらの運用の委託先については記載しておりますが、④番のデータセンターの委託先については記載しておりません。

(中村委員) 恐らく、データセンターの物理的な場所を借りるだけで、業務自体は市の情報システム課がされると思いますので。

(下井副会長) クラウドということですよ。

(中村委員) そうですね、場所だけの問題です。

(田中政推進課課長補佐) 申し訳ございません。訂正させてください。

評価書の20ページのところ、委託事項4ですが、ホスティングサービスの利用という



ところで、委託先名も記載しております。申し訳ございません。

(下井副会長) ホスティングなのですか。

(田中区政推進課課長補佐) ホスティングでございます。

(中村委員) ハウジングではありませんか。

(本澤会長) もともと委託をしていたのか、それとも、今回初めて民間に委託するようになったのでしょうか。

(中村委員) ホスティングだとそうなりますね。ハウジングで場所だけ借りているということだと違うと思いますが。

(下井副会長) ③と④で、③は明らかに個人情報の処理を委託していますよね。

(田中区政推進課課長補佐) そうです。

(下井副会長) 場所は市のサーバーですか。

(田中区政推進課課長補佐) サーバーは、市で借りているサーバーです。

場所はデータセンターの中にあります。

(下井副会長) ③のほうですよ。

(田中区政推進課課長補佐) ③のほうは、データセンターに移設した住基ネットシステムの運用・管理に係るものでして、その場所については、リモートで運用・保守できますので、それを区政推進課の執務室内で基本的には保守の業務を行うこととしております。

(中村委員) 下井委員がご質問されているのは、③番のほうで、今のお答えは④番のほうですよ。

(下井副会長) そうですね。

(本澤会長) ③は委託先名の変更で、業務自体はもともとやっていたことが変わらないように見えますが、④のほうは情報システム課にサーバ室というものが、市役所内にあったのでしょうか。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(本澤会長) それを、どこか別の民間のところに移したということなので、そうすると、その民間の業者との契約関係等はどうなっているのかという問題が出てくると思います。

(下井副会長) ③と④で大分意味が違うわけですよ。

(田中区政推進課課長補佐) そうですね。

(下井副会長) ③は、さっきの質問に戻りますが、処理は富士通 J a p a n がやるわけですよ。

(田中政推進課課長補佐)　そうです。

(下井副会長)　お聞きしたかったのは、それをどこでやるかです。サーバー上で処理するわけですね。

(田中政推進課課長補佐)　はい。

(下井副会長)　それが、市の所有しているところのサーバーなのか、あるいは④のように、サーバー自体を外に出して、ということなのか。

(田中政推進課課長補佐)　確認して、後日、回答させていただきます。申し訳ございません。

(下井副会長)　④のほうは、ホスティングですから。

(田中政推進課課長補佐)　申し訳ありません。④のほうが、ホスティングと記載しておりますが、実際はハウジングとなりますので、こちらは修正をいたします。

(下井副会長)　ハウジングということは、サーバー自体は外にあるもので、市が所有しているサーバーではないのでしょうか。

(田中政推進課課長補佐)　サーバーの機器は市がリース契約しております。

(中村委員)　場所だけですね。

(下井副会長)　置いてあるのが市役所庁舎内ではないということですね。分かりました。そのサーバー上で、処理をするのは市のほうですね。

会長がおっしゃったように、④の場合の業務委託については、何を委託したのかです。単に、サーバーの管理だけを委託したのか、そのサーバー上の個人情報処理までも委託したのですか。保守だけですか。

(田中政推進課課長補佐)　システム保守の業務委託、保守点検だけです。

(下井副会長)　その上での個人情報の処理については、市が直接やっているということですか。

(田中政推進課課長補佐)　そこは変わらないです。

(下井副会長)　分かりました。

(本澤会長)　部会で、技術的な細かい話はあるのかもしれないですが、その前提として、こちらでも確認はしておきたいですね。

今、ハウジングとホスティングといろいろと言葉が出てきましたけども、結局はどちらということですか。

(田中政推進課課長補佐)　ハウジングでございます。こちら修正させていただきます。

(中村委員) 以前、ハウジングする場所が、千葉市内でないと、千葉市以外に情報を持ち出しているというふうに捉えられるという話があったかと思いますが、今はクラウドの時代ですから関係ないですよ。

(下井副会長) クラウドサービスを借りるときも国外だったらどうかとか、いろいろな問題があるかと思います。

サーバー自体は千葉市内にあるのでしょうか。

(田中区政推進課課長補佐) サーバー自体は千葉市内にはないです。

(本澤会長) 資料1-5の20ページにあるNECフィールドディング株式会社千葉支店が④の委託先ですか。

(下井副会長) 千葉支店ですね。

(田中区政推進課課長補佐) そうです。

(下井副会長) 千葉支店ですが、ハウジングサーバーは千葉支店のところにあるわけではないわけですか。

(田中区政推進課課長補佐) ではないです。

(本澤会長) 千葉が災害に被災したときに、千葉市内にあったら共倒れになってしまいます。

(中村委員) 共倒れになりますよね。以前、市の財産を市の外に置くということ自体が条例上、駄目だということを千葉市ではないところで聞いたような気がします。

(下井副会長) それは、ないと思いますよ。

(中村委員) 千葉市はないですよ。ある市でそういう話がありまして。

(本澤会長) 資料1-5に既に、NECフィールドディング株式会社として書いてあるということは、この委託は以前からしていたのでしょうか。

(田中区政推進課課長補佐) はい。令和2年1月からです。

(本澤会長) 1月からの記載ということでいいですか。

(田中区政推進課課長補佐) そうです。

(本澤会長) この件か、それ以外に、何かご意見等はございますか。

②の保存期間が150年になったということですが、紙もあるのでしょいか。

(田中区政推進課課長補佐) 紙はないです。データです。

(本澤会長) データとして150年間保存するということですね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(本澤会長) ほか、何か。よろしいでしょうか。

(なし)

(本澤会長) 先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、審議会全体としての答申の検討というのが、まずこの後の部会で、専門的などころで審議をした後に、本日の次の議事にもありますが、部会からの報告を受けて、来年の4月から5月頃に開催予定の審議会に改めて行う予定になっています。この後の部会にあとは引き継ぐというところで、本日はこの議題については、以上ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) ありがとうございます。

それでは、こちらの議題については以上とします。

この後の部会ですが、希望される委員の方については、オブザーバーとしてご出席いただくことも可能ということになっております。本日のこの審議会の終了後に引き続いて開催予定ですけれども、ご出席を希望される委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

では、議事(1)については以上といたします。

ありがとうございます。

◆議事(2) 千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】(国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療事務、国民年金に関する事務)

(本澤会長) では、次の議題に移りたいと思いますけれども、(2)千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問、【個人情報の保護に関する重要事項について(特定個人情報保護評価の再実施)】(国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療事務、国民年金に関する事務)を議題といたします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

(高橋市政情報室主査) 事務局でございます。

まず、資料2-1をご覧ください。

資料2-1ですが、こちらは6月の審議会に提出いたしました諮問書の写しでございます。

次に、資料 2 - 2 をご覧ください。

こちらは、特定個人情報保護評価実施事務フローでございますが、こちらを用いまして、本日の審議会に至るまでの流れを再確認させていただきます。

一番左の列の「作業項目」の上から二つ目「評価書作成・事前点検」の一番右側の「審議会」と記載されている部分が、6月30日に行われました審議会となります。

その審議会において、部会の委員を指名していただきまして、同日に特定個人情報保護評価部会を開催いたしました。「審議会」の下の「評価部会」と記載してある部分が、これに当たります。

この部会で、住民からの意見聴取に先立ち、事前点検を行い、評価書案の内容を確認していただきました。その後、評価書案の見直しを行い、8月の1か月間、市民への意見聴取を行いました。

続いて、「作業項目」の下から二つ目に「第三者点検」とありますが、「評価部会」で再度確認をしていただきまして、その下の「審議会」とあるのが本日でございます。

特定個人情報保護評価の経緯につきましては、以上でございます。

続きまして、実施機関の担当課から各事務の概要等につきまして、6月の審議会でご説明させていただいておりますが、一部変更点もございますので、併せて説明のほうをさせていただきます。

(中田健康保険課課長補佐) 健康保険課の中田と申します。よろしく申し上げます。

私から、国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療に関する事務、国民年金に関する事務の3点についてご説明をさせていただきます。

まず、6月の審議会の際のご説明と重なる部分があるかと思っておりますけれども、日が開いておりますので、改めて事務の概要を含めて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険に関する事務についてですけれども、資料 2 - 3 をご覧ください。

最初に、国民健康保険制度の概要ですが、国民健康保険は、被用者保険等の適用者以外の全ての国民を対象といたしまして、疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

保険者ですが、持続可能な社会保障制度の確立を図るために、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになるなど、制度の見直しが図られたところです。

また、令和3年3月からはオンライン資格確認を導入し、保険者間で被保険者の正確な

資格履歴等を一元的に管理できる仕組みを創設することで、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るものとなっております。

次に、オンライン資格確認についてご説明いたします。

オンライン資格確認は、マイナンバーカード、又は健康保険証の記号番号等により、医療機関や薬局において、オンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことをいいます。

なお、この制度は全国的に社会保障制度の見直しの中で導入されるもので、全ての保険者が情報を提供することで可能となります。

次に、評価書の主な変更内容ですが、まず、オンライン資格確認の導入に伴い、情報の提供先を追加するというものになります。

こちらについて、中ほどの図をご覧くださいのすけれども、右側の千葉市から、国保連合会へ情報の提供をしております。こちらにつきましては、これまでの事務の中でやり取りのある部分として、評価書の中でも既に記載済みのものとなります。

今回のオンライン資格確認では、それに追加して、図の四角囲みの部分、支払基金・国保中央会へ国保連合会から情報を提供するというものです。

支払基金・国保中央会の四角囲みの右側に、医療保険者等向け中間サーバーというものがありますが、こちらは資格情報の一元管理を行うため、5制度（健保組合・協会けんぽ・共済組合・国保組合・後期広域連合）で運用している医療保険者等向け中間サーバーを活用しまして、市町村国保の被保険者情報も集約するというもので、こちらが今回変更となる、特定個人情報の新たな提供先となります。

そして、支払基金・国保中央会の内部の話となりますけれども、このサーバーから、図で言うと左側の「オンライン資格確認等システム」、こちらに医療保険者等向け中間サーバーからマイナンバー等の情報を除いた資格情報等が集約され、このシステムが医療機関、薬局からのオンライン資格照会に対応するものとなります。

したがって、このシステムより左側の情報のやり取りについては、特定個人情報は含まれません。

国民健康保険に関する事務につきましては、説明は以上となります。

次に、後期高齢者医療事務についてですけれども、資料2-4をご覧ください。

まず、後期高齢者医療事務の概要ですが、主に、75歳以上の方が加入する公的医療保険制度でありまして、保険者は、都道府県単位で設立される「後期高齢者医療広域連合」と県内の市町村が共同して事務を行っております。

市町村と広域連合、それぞれの主な業務ですが、まず、市町村の主な業務としまして、一つ目としては、申請等の窓口業務と書面交付、二つ目としては、住民記録の異動情報や所得情報を広域連合に連携する業務、三つ目としては、保険料の徴収となっております。

次に、広域連合の主な業務といたしましては、一つ目が資格管理、二つ目が保険給付、三つ目が財政の調整、四つ目が保険料率の決定・保険料の賦課となっております。

本市では、市町村の主な業務のうち、①については、広域連合標準システムというシステムで処理をしまして、②、③については、福祉システムというシステムで処理をしています。

広域連合標準システムというのは、広域連合が調達・管理し、市町村が借りているシステム端末となりまして、福祉システムは千葉市が調達し、管理するシステム端末となります。

なお、特定個人情報につきましては、資格と給付に関して、被保険者が行う各種申請書に記載する欄があり、もう一方で市から広域連合に連携する住民記録情報に特定個人情報を付加し暗号化した上で提供しています。

以上が、後期高齢者医療事務の概要となります。

続いて、裏面になりますが、全項目評価書の主な内容変更点につきましては、担当からご説明いたします。

**（新井健康保険課主査）** 健康保険課担当主査の新井と申します。よろしくお願いたします。

それでは、項目番号2の「全項目評価書の主な内容変更点について」をご説明させていただきます。

後期高齢者医療制度において、市町村が取り扱う事務についての特定個人情報の使用は、段階的に進んでいるもののいまだ限定的でありまして、前回からの主な変更は、今般の新型コロナウイルスに関連するものと、システム関連の契約更新等により、ベンダーに生じた運用変更でございます。

まず、こちらについて先に2点ほど、6月の審議会のときにご紹介させていただいた内容を説明させていただきます。最後3点目につきましては、追加でのご説明をさせていただきます。

まず、最初の項目になります。「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」が市町村事務に加わりました。

新型コロナウイルスへの対策としまして、後期高齢者医療制度に新たに「傷病手当金」制度が創設されました。特定個人情報を扱う事務の追加であり、重要な変更に当たりますが、国の緊急対策を踏まえ、広域連合と市町村が速やかに事務の執行を整える必要があり、事後の修正として取り扱うものとしたしました。

事務については他の保険給付と同様、特定個人情報を確認できる機能が広域連合標準システムに追加されたことから、それに合わせて追加したものであります。

ちなみに、こちらについて、現時点で千葉市では実際の申請はございませんでした。そして、広域連合は千葉県全体を所管いたしますけれども、現時点において広域連合全体で2件申請があり、これは船橋市と我孫子市でそれぞれ申請があったと聞いております。

続きまして、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥委託先名⑦再委託の有無」ということで、私どものほうで福祉システムの保守運用を委託しておりますアイネスにつきまして、これまでの評価書の中で再委託しないとされていたものを、再委託すると変更しております。

平成29年1月に更新した福祉システムの保守委託先である(株)アイネスにて、令和元年7月に従業員の雇用形態の変更があり、一部の従業員について、業務を変えることなく関係他社に移籍させ、(株)アイネスが移籍先との業務契約を締結することとなりました。特定個人情報を取り扱う業務環境は、情報システム課内に限定されていることから、直接委託と比較して、情報の管理リスクが高まる危険性はないものと考えられるため、今回、再委託の範疇に入るものとして変更するものの、事後の修正として取り扱うものとしたしました。

続きまして3点目、こちらについては、6月30日の審議会のところではありませんで、今回追加させていただいた内容となります。

部会のほうで審議していただいた際に、記載の漏れを指摘されまして、実施機関のほうで確認したところ、確かに私どものほうの手落ちでありました。こちらについては、追加で記載させていただいております。

「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3」ということで、区政事務センターというところのデータ入力 of 委託というものをこちらの記載に加えさせていただいております。

本市が、各区役所市民総合窓口課のバックヤード業務を集約処理するため設置している区政事務センターについて、令和元年11月より、従業員の従事契約を派遣から委託契約



に切り替えたことから、当該委託に関する事項を追記することといたしました。

なお、後期高齢者医療事務におきましては、区役所市民総合窓口課において受付した書類の入力等の事務作業を引き続き取り扱うこととなりますが、特定個人情報を取り扱う業務環境は、従前と同様に庁舎内の執務室に限定されており、委託先の責任者が常時配置され業務の指揮統括を行っています。

(中田健康保険課課長補佐) 続きまして、国民年金に関する事務についてですけれども、資料2-5をご覧ください。

まず、国民年金に関する事務の概要ですが、国民年金法等の定めるところにより、市町村で行うこととされております法定受託事務と法定受託事務に付随する事務や相談等について、国と市町村の協力・連携の下に行っている協力・連携事務がございます。

市町村の主な業務としましては、一つ目としまして、資格に関する届出や免除の申請、年金の請求等についての受付業務及び相談業務がございます。

二つ目としましては、日本年金機構への報告業務でありまして、届出等に関する審査・決定は、日本年金機構が行っております。

業務に当たりましては、国民年金システム、こちらは千葉市が調達し、管理するシステム端末となりますが、こちらを使用しており、市による情報連携は行っておりません。

なお、特定個人情報を取り扱う届出書等は、日本年金機構指定様式でありまして、記載項目が定められております。

また、市から日本年金機構への届出書等の進達及び日本年金機構から市への処理結果の電子媒体の送付に際しましては、情報を暗号化するとともに、定期的に日本年金機構から指定される暗証番号により情報の保護を図っております。

次に、内容の主な変更点についてですが、一つ目の委託事項の追加につきましては、先ほど後期高齢者医療事務でご説明したものと同様、各区役所市民総合窓口課のバックヤード業務を集約処理している区政事務センターについて、令和元年11月より、派遣から委託契約に切り替えたことから、当該委託に関する事項を追記したものであります。

なお、国民年金業務におきましては、区役所の市民総合窓口課において受付した書類の入力等を引き続き行うこととなりますが、特定個人情報を取り扱う業務環境は従前と同様に庁舎内の執務室に限定されておりまして、委託先の責任者が常時配置され、業務の指揮統括を行っております。

二つ目としましては、特定個人情報の移転に関する記載を削除しております。削除の理

由としましては、平成29年1月の組織改正により、それまで移転先であった市民課と国民年金事務を行う保険年金課が市民総合窓口課に統合されたためであります。

国民年金に関する事務についての説明は以上となります。

よろしくお願いたします。

(高橋市政情報室主査) 続いて、事務局からご説明します。実施機関の担当課からの各事務の説明に続きまして、市民意見聴取の結果について、ご報告させていただきます。

資料2-6をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、市政だより及び市ホームページで周知した上で、令和2年8月1日から8月31日までの1か月間、3で記載の募集方法により行いました。

その結果ですが、意見の提出はございませんでした。

市民意見聴取の結果のことについては以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

そうしましたら、続いて、特定個人情報保護評価部会の井原部会長から、部会での調査、審議結果について報告をお願いいたします。

(井原委員) 資料2-7をご覧ください。

4の審議経過にありますように、今年の6月30日と10月26日の2回、部会を開いて、全項目評価書の修正案について確認、点検をいたしました。

記載自体は、現在の運用に即した事項について、丁寧に記載されているように印象を受けましたが、先ほどご報告ありましたように、審議の過程で、区政事務センターの記載が漏れているというようなことも判明しております。その結果、最終的な部会の意見としましては、資料2-7の3にありますように、「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。」と判断いたしました。

「ただし、後期高齢者医療事務及び国民年金に関する事務について、委託事項の追加は重要な変更であるため、特定個人情報保護評価の再実施についてはこれを事前に行うべきところ、事後の評価の再実施となったことは遺憾であり、実施機関は、評価の再実施について、関係法令等に基づき適切な時期に行うよう留意されたい。」という意見をご報告させていただきたいと思っております。

審議に際しまして、具体的な報告書の別紙1と2、部会での意見と意見に対する主な対

応状況につきましては、事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(高橋市政情報室主査) 事務局の高橋でございます。

部会での意見と、意見に対する主な対応状況についてご説明させていただきます。

資料2-7の次にあります、A4横の資料、二部で構成されておりますが、右上に「別紙1」とありますが、6月の部会での意見と意見に対する主な内容状況、1ページと2ページが国民健康保険、3ページから6ページまでが後期高齢者医療事務、7ページから11ページまでが国民年金となっております。

次の右上に、「別紙2」とありますが、10月の部会での意見と意見に対する主な対応状況で、1ページの冒頭で、報告書に関するもの、続いて2ページまでが国民健康保険、3ページから6ページまでが後期高齢者医療、7ページから10ページまでが国民年金となっております。

なお、参考といたしまして、その次に重要な変更を行う場合における特定個人情報保護評価の再実施について、関係法令の抜粋を配付させていただいております。

別紙1に戻りますが、表の見方といたしましては、一番左の「評価書の部分」の欄に評価書の記載項目を掲げておまして、次に、その項目が評価書の何ページに記載されているかを示してございます。そして、その右側の「意見」の欄に、その項目の評価書の記載についての部会の委員からの意見等を、「意見に対する回答」の欄で、これに対する回答を記載しておまして、意見等を踏まえて評価書の記載を修正した項目について、「修正前の表記」、「修正した表記」といった形でまとめてございます。

まず、6月の部会についてですが、3事務に共通のものとしては、個人情報を取り扱う事務を委託する際に締結する「個人情報取扱特記事項」に定めがある、必要に応じて行うことができることとされている委託先に対する報告聴取や実地検査の実施の有無、サーバー等の電磁的記録の消去や廃棄の方法、遠隔地保管データの保存期間の変更などに関する質問・意見があり、これらを受けて一部、評価書の記載に修正を加えているところでございます。

その他、国民健康保険に関する事務につきましては、傷病手当金制度の導入に伴う評価書の記載への影響や、特定個人情報の使用の記録について、国保連合会から貸与されている国保総合PCと他のシステムとの措置の内容の相違点について、また、後期高齢者医療と国民年金につきましては、先ほど、部会の意見ということで、井原部会長さんからも報

告がありましたが、各区の市民総合窓口課で受付をした申請書の入力などを行っている区政事務センターにおける事務の委託の有無について質問・意見があり、これらを受けて一部、評価書の記載に修正を加えております。

次に、別紙2、市民意見聴取後に行った10月の部会についてですが、報告書における部会の意見に関係するものとして、重要な変更を行う際に必要となる事前の再評価を実施することの現実的対応の可否、また、3事務に共通のものとして、6月の部会の質問・意見等でもありましたが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する物理的対策などについて、表記の統一なども含めまして、質問・意見などがございました。

その他、国民健康保険に関する事務については、国保総合PCにおける措置として、記載の追記をした定期的な監査の予定について、また、後期高齢者医療と国民年金について、区政事務センターの事務の委託に関連して、再委託の予定の有無やそれによる評価書の記載の内容などについて質問・意見があり、これらを受けて一部、評価書の記載に修正を加えてございます。

部会からの報告書における「部会での意見と意見に対する主な対応状況」については以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。

ただいま部会からの各審議内容の報告がありましたが、それについての意見交換ということですが、これについては、千葉県情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うことから、会議は非公開といたします。

傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人 退出)

(本澤会長) それでは、部会からの報告がありました内容について、何かご意見等ございますか。

(下井副会長) 「部会の意見」の3行目で、「現段階における評価としては妥当なもの」と書かれておりますけど、これは、妥当であると評価しているということでもいいですか。

(井原委員) はい。

(下井副会長) ですよね。この日本語だと、ある評価があって、それが評価内容として妥当というふうに読めてしまうように思います。「慎重に調査審議した結果、現段階においては、妥当なものと評価すべきであると認められる。」となるのかなと思ったのですが。

(井原委員) そうですね。

下井先生のおっしゃるとおりだと思います。そのほうがいいと思います。

(下井副会長) その上で、ですけれども、ただし書で時期だけ問題にされておられますけれども、別紙1と別紙2を拝見する限り、いろいろと修正を加えておりますけれども、これは修正後が妥当ということなのではないでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 部会で意見等いただきまして、それを踏まえて修正を施した最終的な、今配布しております2-8、2-9、2-10の評価書に対する評価です。

(下井副会長) なるほど。

(井原委員) 内容自体が大きく間違っていたというよりも、記載している内容は同じだけれども、評価書によって書き方が違っていたものを統一してもらったというようなことも含めた修正がいろいろしてありますので。

(下井副会長) 特に内容に大きな問題があったからこれだけ修正があったというわけではないということですね。

(井原委員) はい。

大きく変わったのは区政事務センターのところが中心だと思います。

(下井副会長) 了解いたしました。私からは以上です。

(本澤会長) ただし書で書いていただいておりますが、委託関係は何かと問題になるところですので、ここは実施機関のほうでもご注意いただきたいということで、あえて今回、特に「ただし」ということで、注意を促していただいたという経緯もあったかと思えます。

ほかに何か、この件につきまして、ご意見はございますか。

(なし)

(本澤会長) ご指摘あった件について、部会の意見については修正するのでしょうか。

(下井副会長) 審議会としてさらに意見があるのであれば、この部会の意見が、たたき台でしょうから。私としては、会長がおっしゃったように、委託というのは、いろいろ問題があり、内在的な危険性が常にあるわけなので、個人情報保護条例12条に基づく措置を引き続き、きちんとやるというようなことを加えたらどうかと思います。「なお、引き続き条例12条1項に基づく必要な措置を適切に講じるべきである。」というのはどうでしょうか。

(本澤会長) ただし書は、時期についてで、それとはまた別ということですか。

(下井副会長) はい。なお書きです。

(本澤会長) 下井委員のほうからありました、そういう文面を追加するというご意見に

ついてはいかがでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 答申案は、「部会の意見」の表現がそのままのものでしょうか。

(山崎市政情報室長) はい。

(本澤会長) そうしますと、まず、部会の意見の第1段落目の最後の一文ですが、「慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。」と修正し、ただし書のところは変わらず、その後に「なお、個人情報保護条例第12条第1項に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。」を追加するというような修正内容で、ご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、審議会としては、そういう形で修正の上で答申をしたいと思えます。

そうしますと、答申案を事務局で用意したものは、今回は修正が必要となりましたので配布しなくてよろしいですか。

(山崎市政情報室長) はい。

(高橋市政情報室主査) 今、おっしゃっていただいたものを踏まえて、改めて答申案ということで、事務局のほうで案を作成しまして、皆さんにご確認いただいた上で、最終的な確定は会長のほうに一任していただくという形をお願いできればと思います。

(本澤会長) 今、事務局からありましたような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

こちらの議事については以上といたします。「その他」として、何か事務局からございますか。

(高橋市政情報室主査) 事務局でございます。

まず、議事(1)の住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価についてですが、先ほどご説明しましたとおり、部会での審議を踏まえて修正等をした評価書案を来年1月に市民意見募集にかける予定であります。その評価書案につきましては、部会の委員以外の委員の皆様にもメールにて送付させていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様にお送りいたしましてご意見を頂戴いたします。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定につきましては会長に一任していただく形をお願いした

いと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、議事録の確定の方法については、今、事務局からご案内があったとおりにしていただきまして、確定についてはご一任いただいたということにいたします。

以上をもちまして、第27回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(宮本総務部長) 本日はどうも、慎重なご審議、ありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。